

# 支援措置の具体的な内容

## 被災者生活再建支援金（加算支援金）について

### 【対象】

- ①住宅が「全壊」した世帯
- ②住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③災害により危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

【支給額】 基礎支援金分（全壊世帯100万円など）の手続きについては、昨年5月から申請受付をしております。さらに住宅を再建された場合は、右表のとおり、加算支援金が交付されます。

支給額	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）
複数世帯	200万円	100万円	50万円
単独世帯	150万円	75万円	37万5千円

## 岩手県被災者住宅再建支援事業費について

【対象】 次の2つの要件をいずれも満たしている世帯が対象となります。

- ①岩手県内において、平成23年東日本大震災津波により、その居住する住宅が全壊または半壊解体して上記の「被災者生活再建支援金」の基礎支援金を受給している世帯。
- ②県内に自宅を建設または購入して、被災者生活再建支援金の加算支援金（建設・購入）を受給している世帯。また、同時に申請することも可能です。

### 【補足】

- ①既に（23年度中）被災者生活再建支援金の加算金（建設・購入）を受給している世帯も申請できます。
- ②大槌町以外の県内市町村に住宅を建設・購入した場合は、そちらの市町村に申請することになります。
- ③「他県」で居住していた住宅が、全壊または半壊している世帯は補助の対象となりません。

【実施期間】 平成24年度～平成28年度

### 【支給額】

支給額	建設・購入
複数世帯	100万円
単独世帯	75万円

## 災害復興住宅融資について

東日本大震災により居住していた住宅に全壊・大規模半壊・半壊の被害あった世帯が、新たに住宅を建設・購入する場合、（独）住宅金融支援機構の災害復興住宅融資が用意されています。ただし、住宅を再建する規模には制限があり、175㎡（約53坪）以下または被災した住宅の広さ以下が融資の対象となります。

- ①建設購入の場合
- ②補修の場合
- ③年間償還金額（他のローン等の返済総額）の条件

(1) 融資限度額	
基本融資（建設資金）	1,460万円
基本融資（土地取得）	970万円
特例加算（注）	450万円
(2) 融資金利	
当初5年間	0.00%
6～10年目	1.05%
11年目以降	1.58%
特例加算	2.48%

(1) 融資限度額	
基本融資（補修）	640万円
(2) 融資金利	
当初5年間	1.00%
6年目以降	1.58%

(1) 年収400万円未満の方	
他のローン等の返済額の総額が、年収の30%以下の方が対象となります。	
(2) 年収400万円以上の方	
他のローン等の返済額の総額が、年収の35%以下の方が対象となります。	

（注）今回の震災により特例加算が設けられ、建設購入の場合、基本融資に加えて450万円（最大融資1,910万円）の追加融資が可能です（ただし、追加融資分の金利が異なります）。※その他、申請にあたっては罹災証明の提出などの条件があります。

## 税制の特例措置について

- ①従前お住まいの土地等を売却した場合の特例
  - (1) 所得税に係る2,000万円控除・・・移転促進区域内の土地（住宅用途以外）を売却した場合など。
  - (2) 居住用財産処分の特例（所得税に係る3,000万円控除）・・・従前お住まいの土地を売却した場合など。
 ※簡単に説明しますと、土地を売却した場合の利益が各金額以下であれば税金が課税されません。
- ②移転者が住宅の再取得等のために住宅ローンを借り入れた場合の特例（住宅ローン減税）
  - 住宅の建設・購入（そのための敷地の購入を含む）のために借り入れた住宅ローンの年末残高の1.2%が10年間にわたり所得税から控除されます。

## 利子補給と引越費用について（防災集団移転促進事業対象者に限る）

この補助金は、金融機関から融資を受けて移転した後に一括で補助されます。なお、利子補給に係る借入金利相当額の補助限度は年利8%となっています。

内容	上限額	内容	上限額
住宅建設資金の借入	444万円	用地造成費の借入	58万円
土地購入資金の借入	206万円	引越費用	78万円

# 新しく造成された住宅地における住まいの選択

## 住宅を建設または購入される方

### 防災集団移転促進事業の場合

#### ●土地の購入を希望する方

##### 【負担する費用】

- ①土地購入費（金額未定）
- ②住宅建設費（補助あり）
- ③引越費用（補助あり）

##### 【支援措置】

- ①被災前にお住まいだった土地を町が買取りします。
- ②被災前にお住まいの土地等を売却した場合の譲渡所得について、所得税に係る特例措置が適用されます。
- ③被災者生活再建支援金（加算支援金最大200万円）が交付されます。
- ④岩手県被災者住宅再建支援事業費補助（最大100万円）が交付されます。
- ⑤引越費用が補助されます。（最大78万円）

##### （住宅ローンを借りる場合）

- ①被災前のお住まいの住宅が被災した場合には、災害復興住宅融資が用意されています。
- ②住宅ローンの利子相当分が補助されます（最大708万円）。
- ③住宅ローン減税が適用されます。

#### ●土地の賃貸を希望する方

##### 【負担する費用】

- ①借地料（金額未定）
- ②住宅建設費（補助あり）
- ③引越費用（補助あり）

##### 【支援措置】

- ①被災前にお住まいだった土地を町が買取りします。
- ②被災前にお住まいの土地等を売却した場合の譲渡所得について、所得税に係る特例措置が適用されます。
- ③被災者生活再建支援金（加算支援金最大200万円）が交付されます。
- ④岩手県被災者住宅再建支援事業費補助（最大100万円）が交付されます。
- ⑤引越費用が補助されます。（最大78万円）

##### （住宅ローンを借りる場合）

- ①被災前のお住まいの住宅が被災した場合には、災害復興住宅融資が用意されています。
- ②住宅ローンの利子相当分が補助されます（最大444万円）。
- ③住宅ローン減税が適用されます。

### 土地区画整理事業の場合

#### ●原則、被災前と同じ地域に居住

##### 【負担する費用】

- ①住宅建設費（補助あり）
- ②引越費用（補助なし）

##### 【支援措置】

- ①被災者生活再建支援金（加算支援金最大200万円）が交付されます。
  - ②岩手県被災者住宅再建支援事業費補助（最大100万円）が交付されます。
- （住宅ローンを借りる場合）
- ①被災前のお住まいの住宅が全壊した場合には、災害復興住宅融資が用意されています。
  - ②住宅ローン減税が適用されます。

##### 【補足】

利子補給制度や引越費用の補助制度は防災集団移転促進事業の場合のみとなります。

## 公営住宅への入居を希望される方

### 防災集団移転促進事業の場合

##### 【負担する費用】

- ①家賃（軽減措置あり）
- ②引越代等（補助あり）

##### 【支援措置】

- ①被災前にお住まいだった土地を町が買取りします。
- ②被災前にお住まいの土地等を売却した場合の譲渡所得について、所得税に係る特例措置が適用されます。
- ③引越代等が補助されます。（最大78万円）
- ④家賃が軽減されます。
- ⑤入居にあたっての所得制限がありません（罹災証明交付者のみ）。

### 土地区画整理事業の場合

##### 【負担する費用】

- ①家賃（軽減措置あり）
- ②引越代等（補助なし）

##### 【支援措置】

- ①家賃が軽減されます。
- ②入居にあたっての所得制限がありません（罹災証明交付者のみ）。

##### 【補足】

- ①災害公営住宅には、長屋形式（応急仮設住宅のようなつくり）、集合住宅形式（雇用促進住宅や一般的なアパートのような高層タイプのつくり）、戸建形式（一戸建て）の種類があります。（建設地区・各個数は未定）
- ②現時点で入居期間等は定めていませんが、一定期間経過後は、入居要件や家賃が一般の公営住宅と同じ扱いになります。
- ③建設後一定期間（木造の場合は5年以上、鉄筋コンクリートの場合は7年半以上）経過後に、他に入居希望者がいない場合は、町（県営の場合は県）の判断で、時価でお住まいの災害公営住宅の払い下げを受けることができます。